

改訂履歴

令和7年3月改訂（Ver.6.0）

政省令等改正等による全面改訂

<主な改訂点>

○第Ⅰ編

- (1) p.Ⅰ-3～4（第Ⅰ編 1.2.1 6） 令和6年温対法改正、令和7年政令・報告命令・算定省令・調整後排出量告示・海外認証排出削減量に関する告示¹・新基礎排出量に関する告示²の改正事項を追記

○第Ⅱ編

- (2) p.Ⅱ-12（第Ⅱ編 2.1 (1)） 直接排出と間接排出を区別した報告に伴う改訂
- (3) p.Ⅱ-14（第Ⅱ編 2.1 (2)） 基礎排出量の算定方法の変更に伴う改訂
- (4) p.Ⅱ-19（第Ⅱ編 2.1 (6)②） カーボンリサイクル燃料に関する改正に伴う改訂
- (5) p.Ⅱ-44（第Ⅱ編 3.1.2） カーボンリサイクル燃料に関する改正に伴う改訂
- (6) p.Ⅱ-45～50（第Ⅱ編 3.1.4, 3.1.5） 基礎排出量の算定方法の変更に伴う改訂
- (7) p.Ⅱ-88～89（第Ⅱ編 3.2.16） 国家インベントリの改訂による無水フタル酸及び無水マレイン酸の排出係数の修正に伴う参考値の改訂
- (8) p.Ⅱ-182～183（第Ⅱ編 3.4.9） 排出活動（半導体素子等の製造）の改正に伴う改訂（酸化膜の形成を追記）
- (9) p.Ⅱ-281～282（第Ⅱ編 4①） 基礎排出量の算定方法の変更に伴う改訂
- (10) p.Ⅱ-285～286（第Ⅱ編 4④（イ）） 海外認証排出削減量の見直しに伴う改訂
- (11) p.Ⅱ-235～236（第Ⅱ編 3.5.7） 「フロン類算定漏えい量報告・公表制度」との関係の記述見直しに伴う改訂
- (12) p.Ⅱ-33～288（第Ⅱ編 1^{*}, 3^{*}, 4） 事業者の問い合わせ等に基づく記述の見直しに伴い関連記述の修正を実施（※1.1、3.1.3、3.1.5、3.1.6、3.2.6、3.2.10、3.2.17、3.2.18、3.2.19、3.2.21、3.2.22、3.2.26、3.2.27、3.3.1、3.3.11、3.3.12、3.3.13、3.3.14、3.3.16、3.3.22、3.3.23、3.4.1、3.4.9、3.4.10、3.4.11、3.4.12、3.4.13、3.4.17、3.4.18、3.5.8）
- (13) p.Ⅱ-301（第Ⅱ編 5） 排出活動（半導体素子等の製造）の改正に伴う改訂（酸化膜の形成を追記）

¹ 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第六号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量（平成26年経済産業省・環境省告示第4号）

² 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第四条第五項及び第十三条第三項の規定に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める算定方法（令和7年経済産業省・環境省告示第2号）

○第Ⅲ編

- (14) p.Ⅲ-17～55 (第Ⅲ編 3.2.1) 温対法様式第 1 の改正に伴う改訂
- (15) p.Ⅲ-56～85 (第Ⅲ編 3.2.2) 省エネ法様式第 9 (定期報告書) の改正に伴う改訂
- (16) p.Ⅲ-86～89 (第Ⅲ編 3.2.3) 温対法様式第 1 の 2 の改正に伴う改訂
- (17) p.Ⅲ-90～101 (第Ⅲ編 3.2.4) 温対法様式第 2 の改正に伴う改訂
- (18) p.Ⅲ-102～112 (第Ⅲ編 4) 各省庁の所管事業内容及び報告書提出窓口の連絡先等を修正

○別冊 (付録)

- (19) 業務別の算定事例及びチェックシートを政省令等改正に合わせて修正